

鈴鹿市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鈴鹿市長 末松則子

鈴鹿市条例第7号

鈴鹿市職員定数条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員定数条例（昭和29年鈴鹿市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	定数	区分	定数
市長の事務部局の職員	<u>1,025人</u>	市長の事務部局の職員	<u>975人</u>
略	略	略	略
消防機関の職員	<u>225人</u>	消防機関の職員	<u>215人</u>
略	略	略	略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。